

第 55 期 滋賀地方最低賃金審議会
令和 4 年度 第 5 回 滋賀地方最低賃金審議会
「議事録」

開 催 日 時	令和 4 年 1 1 月 1 日 (火) 午前 9 時 56 分～午前 10 時 14 分
開 催 場 所	滋賀労働局 6 階 共用会議室
出 席 状 況	公益代表委員 出席 3 人 (定数 5 人) 労働者代表委員 出席 5 人 (定数 5 人) 使用者代表委員 出席 5 人 (定数 5 人)
出 席 者	公益委員 石井利江子 木下康代 平井建志 労働者委員 相澤三千代 池内正博 榎並典朗 大江彰宏 大西省三 使用者委員 石田秀幸 楠亀博美 中村宏幸 西田保夫 水野 透 事務局 小島労働局長、矢野労働基準部長 松島賃金室長、神崎室長補佐、 高津衛生専門官
主 要 議 題	特定 (産業別) 最低賃金専門部会報告について 特定 (産業別) 最低賃金の改正決定について (答申) 滋賀県特定 (産業別) 最低賃金の改正決定等について
議 事 録	別紙のとおり

○事務局（室長）

おはようございます。

ただ今から、「第5回 滋賀地方最低賃金審議会」を開催いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、本審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の委員の皆様の出席状況ですが、公益代表委員の片山委員と佐野委員から「欠席」の連絡を承っております。

したがって、

- ・公益代表委員 3 名
- ・労働者代表委員 5 名
- ・使用者代表委員 5 名

計13名が出席しています。

したがって、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、定数の3分の2以上の出席をいただいておりますので、本審議会が有効に成立していることを報告します。

また、本審議会は、滋賀地方最低賃金審議会運営規定第6条に基づき公開としており、傍聴及びマスコミの取材の申込みを受け付けていましたが、傍聴及び取材の申し込みが「無かった」ことを報告します。

また、同規定第7条第1項に基づき、「議事要旨」及び「議事録」を作成し、同条第2項に基づき、「議事要旨」及び「議事録」を公開いたしますことを報告します。

それでは、これからの議事進行は、平井会長にお願いします。

○会長

皆様、おはようございます。委員の皆様には、お忙しいところ、ご出席ありが

とうございます。

それでは議事を進めてまいります。

まず、議題（１）「特定（産業別）最低賃金専門部会報告について」です。

８月２６日に滋賀労働局長から諮問があった４件の特定（産業別）最低賃金の改正決定について、各専門部会で審議され、当審議会に「報告書」が提出されました。

各部会長に代わりまして、事務局から各専門部会報告書の朗読をお願いします。

○事務局（補佐）

それでは、資料№.1 専門部会報告書を朗読いたします。

なお、朗読に際しましては、最賃の件名及び専門部会の名称につきましては略称を用い、専門部会委員のお名前は割愛させていただきます。また、別紙につきましては金額及び効力発生の日のみとさせていただきます。

最初の窯業・土石製品製造業以外につきましては、件名、部会長名及び金額のみとさせていただきます。

滋賀地方最低賃金審議会 会長 平井建志（ひらい たてし） 殿

滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金専門部会 部会長 佐野 洋史（さの ひろし）

滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和４年８月２６日、滋賀地方最低賃金審議会において付託された滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

最低賃金額 １時間 967 円

効力発生の日 法定どおり

一般機械器具製造業最低賃金専門部会報告書

部会長 平井 建志（ひらい たてし）

最低賃金額 1時間 978円

精密・電気機械器具製造業最低賃金専門部会報告書

部会長 石井 利江子（いしい りえこ）

最低賃金額 1時間 965円

自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会報告書

部会長 片山 聡（かたやま さとし）

最低賃金額 1時間 981円

以上でございます。

○会長

ただ今、事務局から朗読があった専門部会の報告書について、各専門部会の部会長は、追加すべき説明事項等がございますでしょうか。

○各部会長

〔追加説明等申し出なし〕

○会長

なければ、続いて、委員の皆様にも、4件の専門部会報告について、何か意見や質問等、ございますでしょうか。

○各委員

〔特にありませんの声〕

○会長

特にご意見等が無いようでしたら、次の議題（2）「特定（産業別）最低賃金の改正決定について（答申）」に移ります。

先ほど専門部会報告があった4件の特定（産業別）最低賃金の改正について、滋賀では最低賃金審議会令第6条第5項「特定最低賃金専門部会の議決をもって審議会の議決」は適用しておりませんので、この審議会において審議し、議決する必要があります。

先ほどの専門部会報告において、各委員からご意見・ご質問等がございませんでしたので、これから採決を行うこととします。

採決に当たりまして、4件の特定（産業別）最低賃金の件名については、略称とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

「滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金」は、専門部会報告のとおり「現行の942円を25円引上げ、967円に改正する」として、答申してよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手をお願いします。

○各委員

（賛成者は挙手：12名）

○会長

全員賛成ですね。

ありがとうございました。全会一致で可決いたしました。

したがって、「滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金」については、「現行の942円を25円引上げて、967円に改正する」ことを本審議会の決定として、答申いたします。

○会長

次は、一般機械器具です。

「滋賀県一般機械器具製造業最低賃金」は、専門部会報告のとおり「現行の9

５３円を２５円引上げ、９７８円に改正する」として、答申してよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手をお願いします。

○各委員

(賛成者は挙手：１２名)

○会長

全員賛成です。

ありがとうございました。全会一致で可決いたしました。

したがって、「滋賀県一般機械器具製造業最低賃金」については、「現行の９５３円を２５円引上げて、９７８円に改正する」ことを本審議会の決定として、答申いたします。

○会長

続きまして、精密・電気です。

「滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金」は、専門部会報告のとおり「現行の９３９円を２６円引上げ、９６５円に改正する」として、答申してよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手をお願いします。

○各委員

(賛成者は挙手：１２名)

○会長

全員賛成です。

全会一致で可決いたしました。

したがいまして、「滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金」については、「現行の 9 3 9 円を 2 6 円引上げて、9 6 5 円に改正する」ことを本審議会の決定として、答申いたします。

○会長

続きまして、自動車です。

「滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金」は、専門部会報告のとおり「現行の 9 5 7 円を 2 4 円引上げ、9 8 1 円に改正する」として、答申してよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手をお願いします。

○各委員

(賛成者は挙手：12 名)

○会長

全員賛成ですね。

ありがとうございました。全会一致で可決いたしました。

したがいまして、「滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金」については、「現行の 9 5 7 円を 2 4 円引上げて、9 8 1 円に改正する」ことを本審議会の決定として、答申いたします。

各特定（産業別）最低賃金について、ただ今の結果のとおり、

- | | |
|-----------------------|---------|
| ・窯業・土石製品製造業最低賃金 | 9 6 7 円 |
| ・一般機械器具製造業最低賃金 | 9 7 8 円 |
| ・精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金 | 9 6 5 円 |
| ・自動車・同附属品製造業最低賃金 | 9 8 1 円 |

として滋賀労働局長に答申します。

それでは、事務局から「答申文（案）」を配布の上、朗読をしてください。

○事務局（室長）

「答申文（案）」を作成いたしますので、しばらくお待ちください。

○事務局

（「答申文（案）」の配布）

○会長

それでは、朗読をしてください。

○事務局（補佐）

それでは、答申文（案）を朗読いたします。

なお、朗読に際しましては、最賃の件名につきましては略称を用い、別紙は金額及び効力発生の日のみとさせていただきます。

最初の窯業・土石製品製造業以外につきましては、件名及び金額のみとさせていただきます。

滋賃審第 19 号

令和 4 年 11 月 1 日

滋賀労働局長 小島 裕（こじま ゆたか） 殿

滋賀地方最低賃金審議会 会長 平井 建志（ひらい たてし）

滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 4 年 8 月 26 日付け滋労発基 0826 第 2 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

最低賃金額 1時間 967円

効力発生の日 法定どおり

一般機械器具製造業最低賃金

最低賃金額 1時間 978円

精密・電気機械器具製造業最低賃金

最低賃金額 1時間 965円

自動車・同附属品製造業最低賃金

最低賃金額 1時間 981円

以上でございます。

○会長

ただ今、事務局から4件の特定(産業別)最低賃金の改正に係る「答申文(案)」の朗読がありましたが、これについて、何かご意見又はご質問等は、ございますでしょうか。

○各委員

[意見等上がらず]

○会長

無いようでしたら、これをもって、答申しますので、(案)を取って、日付欄に本日の日付を入れてください。

それでは、滋賀労働局長に答申をいたします。

○事務局(室長)

会長から局長に4件の「答申文」を手交いたしますので、会長と局長は、お手数ですが、前にお進みください。

○事務局（室長）

それでは、4件まとめて「答申文」の手交をお願いします。

答申

会長 → 局長 [4件の答申文をまとめて手交]

○会長

事務局は、答申後の特定(産業別)最低賃金の発効までの手続きについて説明をしてください。

○事務局（室長）

ただ今、答申をいただいた4件の特定（産業別）最低賃金の改正決定は、最低賃金法第15条第3項において準用する第11条第1項に基づき、本日付けで答申の要旨を公示し、異議の申し出を受け付けます。

異議申出期限は、同条第2項に基づき「公示のあった日から15日以内」ですので、11月16日水曜日までとなります。

異議の申し出がなければ、滋賀労働局長は、答申どおりに特定(産業別)最低賃金を決定します。

例年、特定(産業別)最低賃金に係る異議申出はありませんが、仮に、異議申出があった場合は、異議申出期日の翌日である11月17日木曜日に、同法第11条第3項に基づき、第6回滋賀地方最低賃金審議会を開催し、異議について審議し、結論を出して、異議申出に係る審議会意見を滋賀労働局長に答申することとなります。

答申後は、速やかに滋賀労働局長は、答申の内容に基づき特定(産業別)最低賃金を決定します。

答申(決定)後は、4件の特定(産業別)最低賃金をまとめて、12月1日に、改正決定の官報公示を行い、同法第19条第2項に基づき、公示の日から30日を経過した12月31日から効力が生じることとなります。

以上です。

○会長

最後に局長から、挨拶があるということですので、よろしく願いいたします。

○事務局(局長)

ただ今、8月26日に諮問させていただきました、4件の特定最低賃金の改正決定の答申をいただきました。

これらの特定最低賃金の改正審議に当たりまして、各専門部会の委員の皆様におかれましては、短い期間にも関わらず、慎重かつ真摯にご審議を重ねていただき、結審いただくことができました。厚く御礼申し上げます。

労働者側委員の皆様、使用者側委員の皆様におかれましては、合意形成に向けて、最大限の努力をしていただいたことを、また、公益委員の先生の皆様におかれましては、難しい審議の中で、結論のとりまとめにご尽力をいただきましたことにお礼申し上げます、4つの専門部会全てで、「全会一致」の結論、結審をいただいたと伺っております。本当にありがとうございました。

ご審議をいただきました答申につきましては、今後、所要の手続きを速やかに進めまして、順調にまいりますと12月31日の発効となりますので、労働局全力を挙げて周知、また履行確保に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、引き続き賃金行政の推進に向けまして、ご支援賜りたいと考えております。

最後に簡単ではございますが、お礼の挨拶とさせていただきます。

本当にご審議ありがとうございました。

○会長

ありがとうございました。

最後に、議題（3）「その他」として、何かありますでしょうか。

○事務局（室長）

事務局から2点、ご連絡があります。

1点目は、11月17日（木）午後1時30分から開催を予定しております特定（産業別）最低賃金の異議申立を審議していただきます滋賀地方最低賃金審議会開催の有無についてです。

異議の申し出がなければ開催いたしませんので、「異議申出の有無」については、前日の11月16日（水）午後5時15分過ぎに、委員の皆様にもメールでご連絡いたしますので、メールチェックをよろしくお願いいたします。

現時点で、17日午後の都合が悪いという委員の皆様がいらっしゃいましたら、今教えていただければと思います。石井委員は確認しております。

（石田委員、池内委員から不都合との申し出あり。）

17日は、石井委員、石田委員、池内委員は、都合が悪いということを承りました。あと、佐野委員も事前に都合が悪いということを承っております。

2点目について、先の話となりますが、令和5年度の特定（産業別）最低賃金改正に係る意向表明等を審議いただく、3月に開催する「滋賀地方最低賃金審議会」の日程調整の件です。

日程を、令和5年3月6日（月）前後で開催を予定しております。近日中に、日程調整のメールを送付いたしますので、ご回答の程、よろしくお願いいたします。

以上です。

○会長

委員の皆様におかれましては、先の地域別最低賃金に引き続き、本日は、4件の特定（産業別）最低賃金の改正審議にご尽力いただき、無事答申することができました。

誠にありがとうございました。

これで、「令和4年度 第5回 滋賀地方最低賃金審議会」を終了したいと思います。

お疲れ様でした。